

令和7年5月定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和7年5月29日（木） 開会15時 閉会17時

2 場 所 福井市役所別館5階 大講堂

3 出席者 教 育 長 吉川 雄二  
教育長職務代理者 多田 和博  
教育委員 宮郷 美千代  
教育委員 栗原 知子  
教育委員 石原 靖紀

<事務局職員>

|            |        |
|------------|--------|
| 教育部長       | 馬來田 善準 |
| 少年対策参事官    | 鈴木 一矢  |
| 教育次長       | 間所 泰次  |
| 教育総務課長     | 横山 勇治  |
| 学校教育課長     | 酒井 睦夫  |
| 保健給食課長     | 中嶋 靖利  |
| 生涯学習課長     | 高比良 博則 |
| 文化財保護課長    | 前川 昌司  |
| 図書館長       | 横山 尚永  |
| みどり図書館長    | 宮下 和郎  |
| 桜木図書館長     | 竹内 育美  |
| 調整参事       | 野路 紀子  |
| 教育総務課 副課長  | 石塚 景一  |
| 教育総務課 課長補佐 | 白崎 文英  |
| 教育総務課 主幹   | 堀井 信也  |
| 教育総務課 副主幹  | 寺島 圭晋  |

4 議 題  
議 事

第3号議案 市議会定例会提出議案（令和7年度福井市一般会計補正予算）に  
同意することについて

（保健給食課）

第4号議案 市指定文化財の指定解除について

（文化財保護課）

第5号議案 福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について

（文化財保護課）

第6号議案 福井市美術館運営協議会委員の委嘱について

（文化財保護課）

第7号議案 福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員の委嘱について  
(文化財保護課)

第1号報告 専決処分(福井市結核対策委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて  
(保健給食課)

第2号報告 専決処分(福井市学校給食運営委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて  
(保健給食課)

第3号報告 専決処分(福井市社会教育委員の委嘱)の承認を求めることについて  
(生涯学習課)

第4号報告 専決処分(福井市図書館協議会委員の委嘱)の承認を求めることについて  
(図書館)

## 報告

(1) 市指定候補調査について  
(文化財保護課)

(2) 福井市文化財保存活用地域計画(素案)に係るパブリック・コメントの実施について  
(文化財保護課)

## 5 その他

## 6 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 会議録署名委員の指名 宮郷 委員 石原 委員
- (4) 議事の要旨

教育長

まず、第3号議案については、市議会上程前につき、非公開を要する案件であるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開とすることに、異議はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第3号議案は非公開とする。  
非公開の案件については、後ほどの審議とする。  
それでは、第4号議案 市指定文化財の指定解除について事務局の説明を求める。

事務局

(文化財保護課長)

第4号議案 市指定文化財の指定解除について、福井県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、令和7年5月13日付けで福井県指定文化財

の指定をうけたことにより、福井市文化財保護条例第4条第1項及び福井市文化財保護条例施行規則第5条第1項第2号の規定に基づき、福井市指定文化財の指定を解除するものである

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

多田委員

県指定の文化財になったとしても、所在地は郷土歴史博物館のままなのか。

事務局

郷土歴史博物館のままである。

(文化財保護課長)

教育長

その他、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

特にないようであり、質疑を終結する。

第4号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第4号議案は原案のとおり承認する。

次に、第5号議案 福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局

第5号議案 福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について、福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例第14条第3項の規定に基づき、福井市自然史博物館運営協議会委員を次のとおり委嘱するものである。

委嘱期間は令和7年7月1日から令和9年6月30日までである。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

特にないようであり、質疑を終結する。

第5号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第5号議案は原案のとおり承認する。

次に、第6号議案 福井市美術館運営協議会委員の委嘱について、事務局

|                  |                                                                                                                                                        |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | から説明を求める。                                                                                                                                              |
| 事務局<br>(文化財保護課長) | <p>第6号議案 福井市美術館運営協議会委員の委嘱について、福井市美術館の設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定に基づき、福井市美術館運営協議会委員を次のとおり委嘱するものである。</p> <p>委嘱期間は令和7年7月1日から令和9年6月30日までである。</p>                |
| 教育長              | <p>ただ今の説明について、ご質問等はないか。</p> <p>— 質疑なし —</p>                                                                                                            |
| 教育長              | <p>特にないようであり、質疑を終結する。</p> <p>第6号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。</p> <p>— 異議なし —</p>                                                                       |
| 教育長              | <p>異議なしと認める。よって、第6号議案は原案のとおり承認する。</p> <p>次に、第7号議案 福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。</p>                                                           |
| 事務局<br>(文化財保護課長) | <p>第7号議案 福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員の委嘱について、福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定に基づき、福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員を次のとおり委嘱するものである。</p> <p>委嘱期間は令和7年7月1日から令和9年6月30日までである。</p> |
| 教育長              | <p>ただ今の説明について、ご質問等はないか。</p> <p>— 質疑なし —</p>                                                                                                            |
| 教育長              | <p>特にないようであり、質疑を終結する。</p> <p>第7号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。</p> <p>— 異議なし —</p>                                                                       |
| 教育長              | <p>異議なしと認める。よって、第7号議案は原案のとおり承認する。</p> <p>次に、第1号報告 専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局の説明を求める。</p>                                                   |
| 事務局              | 第1号報告 専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求める                                                                                                                     |

|                 |                                                                                                                                                                           |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (保健給食課長)        | <p>ことについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、任期が令和8年3月31日までのところ、4月1日の教職員の人事異動に伴い3名を福井市結核対策委員会委員に委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。</p>                                              |
| 教育長             | <p>ただ今の説明について、ご質問等はないか。</p> <p>— 質疑なし —</p>                                                                                                                               |
| 教育長             | <p>特にないようであり、質疑を終結する。</p> <p>第1号報告については、承認することに異議はないか。</p> <p>— 異議なし —</p>                                                                                                |
| 教育長             | <p>異議なしと認める。よって、第1号報告は承認する。</p> <p>次に、第2号報告 専決処分（福井市学校給食運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局の説明を求める。</p>                                                                          |
| 事務局<br>(保健給食課長) | <p>第2号報告 専決処分（福井市学校給食運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、任期が令和7年6月30日までのところ、4月1日の人事異動に伴い、教職員4名及び市職員1名を福井市学校給食運営委員会委員に委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。</p> |
| 教育長             | <p>ただ今の説明について、ご質問等はないか。</p>                                                                                                                                               |
| 教育長             | <p>6月30日までで任期が終了するため、次の任期については次回の定例教育委員会で委員の委嘱について諮ることになる。次回は7月7日を予定していることから、専決処分の報告を行い、承認を求めることになる。</p>                                                                  |
| 教育長             | <p>その他、ご質問等はないか。</p> <p>— 質疑なし —</p>                                                                                                                                      |
| 教育長             | <p>他にないようであり、質疑を終結する。</p> <p>第2号報告については、承認することに異議はないか。</p> <p>— 異議なし —</p>                                                                                                |
| 教育長             | <p>異議なしと認める。よって、第2号報告は承認する。</p> <p>次に、第3号報告 専決処分（福井市社会教育委員の委嘱）の承認を求める</p>                                                                                                 |

|                 |                                                                                                                                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | <p>ことについて、事務局の説明を求める。</p>                                                                                                                                     |
| 事務局<br>(生涯学習課長) | <p>第3号報告 専決処分(福井市社会教育委員の委嘱)の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、任期が令和7年6月30日までのところ、4月1日に教職員の異動に伴い2名を福井市社会教育委員に委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。</p>        |
| 教育長             | <p>ただ今の説明について、ご質問等はないか。</p> <p>— 質疑なし —</p>                                                                                                                   |
| 教育長             | <p>特にないようであり、質疑を終結する。</p> <p>第3号報告については、承認することに異議はないか。</p> <p>— 異議なし —</p>                                                                                    |
| 教育長             | <p>異議なしと認める。よって、第3号報告は承認する。</p> <p>次に、第4号報告 専決処分(福井市図書館協議会委員の委嘱)の承認を求めることについて、事務局の説明を求める。</p>                                                                 |
| 事務局<br>(図書館長)   | <p>第4号報告 専決処分(福井市図書館協議会委員の委嘱)の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、任期が令和8年6月30日までのところ、4月1日の教職員の人事異動に伴い、2名を福井市図書館協議会委員に委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。</p> |
| 教育長             | <p>ただ今の説明について、ご質問等はないか。</p> <p>— 質疑なし —</p>                                                                                                                   |
| 教育長             | <p>特にないようであり、質疑を終結する。</p> <p>第4号報告については、承認することに異議はないか。</p> <p>— 異議なし —</p>                                                                                    |
| 教育長             | <p>異議なしと認める。よって、第4号報告は承認する。</p> <p>それでは報告事項に移る。報告1 市指定候補調査について、事務局から説明を求める。</p>                                                                               |
| 事務局             | <p>令和6年11月に重立町自治会から同町の日吉神社境内にある石龕(仏像を</p>                                                                                                                     |

|                  |                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (文化財保護課長)        | <p>納めた石製の祠)と安置されている阿弥陀如来蓮華座像を調査し、その結果に応じて、市指定文化財にしてほしいとの依頼があった。</p> <p>これを受けて、今年度から文化財保護委員会(以下、委員会)の委員が、文化財の価値を明らかにする詳細調査を行い、市にとって重要な文化財であることが認められた場合、委員会に諮問する予定である。</p>                                  |
| 教育長              | ただ今の説明について、ご質問等はないか。                                                                                                                                                                                      |
| 教育長              | これから調査に入るとのことか。                                                                                                                                                                                           |
| 事務局<br>(文化財保護課長) | その通りである。                                                                                                                                                                                                  |
| 教育長              | <p>その他、ご質問等はないか。</p> <p>— 質疑なし —</p>                                                                                                                                                                      |
| 教育長              | 次に、報告2 福井市文化財保存活用地域計画(素案)に係るパブリック・コメントの実施について、事務局から説明を求める。                                                                                                                                                |
| 事務局<br>(文化財保護課長) | 福井市文化財保存活用地域計画(素案)に係るパブリック・コメントの実施について、6月30日から7月25日までパブリック・コメントを実施し、8月下旬に意見集約と結果公表を行い、12月に計画を策定し、令和8年4月1日から計画に基づく施策を実施するスケジュールである。                                                                        |
| 教育長              | ただ今の説明について、ご質問等はないか。                                                                                                                                                                                      |
| 教育長              | <p>一般的に文化財とされるもののほかに、各地に地元の宝になりそうなものが県内に合計2,000点以上ある。それらを今回の計画に位置付けていなければ、活用にあたり文化庁から保護にかかる補助金などの支援を受けられない。既に文化庁に案を提出しており、現在、修正を行っているところである。修正後、パブリック・コメントを実施し、その後、計画がある程度まとまった段階で、再度教育委員会で報告することになる。</p> |
| 教育部長             | 現時点での計画案を資料としてお渡ししている。修正中なので、委員の皆さまからご意見をいただければと思う。6月30日からのパブリック・コメントの時点では、修正した計画案が出ることになる。                                                                                                               |
| 教育長              | 要望があれば、データや紙資料でも提供できる。                                                                                                                                                                                    |
| 教育長              | その他、ご質問等はないか。                                                                                                                                                                                             |

— 質疑なし —

教育長

それでは、非公開とした第3号議案 市議会定例会提出議案（令和7年度福井市一般会計補正予算）に同意することについて、事務局の説明を求める。

事務局  
（保健給食課長）

第3号議案 市議会定例会提出議案（令和7年度福井市一般会計補正予算）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められているものである。

事業名「地場産プラスワン給食事業」事業費11,125千円である。県の補助事業を活用し、既存の給食におかずやデザートを一品追加し、地場産食材を教材とした食育を推進するものである。

9月から2月まで月1回程度、計6回実施する予定である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

教育長

具体的に、どんなものが追加されるのか。

事務局  
（保健給食課長）

福井ポークのメンチカツや洋ナシなどがある。1人、1回あたりの上限額が100円程度である。

多田委員

給食センター、自校給食ともに月1回、一斉に実施するのか。

事務局  
（保健給食課長）

メニューによって変わるが、どの学校も同じ週に提供できるようにする。

石原委員

食育の推進とあるが、どのように推進するのか。

事務局  
（保健給食課長）

校内放送で、提供したメニューに応じた食育に関することを紹介する。

教育長

チラシや校内放送などで、追加したメニューの情報を伝えるというイメージか。

教育長

ほかにご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

ほかになくようであり、質疑を終結する。

第3号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第3号議案は原案のとおり承認する。

教育長

さて、本日給食を試食していただいたが、感想を聞きたい。

宮郷委員

ボリュームがあり、美味しかった。

栗原委員

自校給食ということもあり、美味しかった。訪問した学校は対面給食であり、子どもたちも楽しそうに食べていた。牛乳は、ストローを使わずパックから直接飲んでいて。ストローは希望者に配っているとのことだった。

事務局  
(保健給食課長)

ストローを一緒に提供している学校と、提供していない学校がある。また、牛乳パックは折り畳んで捨てることを指導している。

栗原委員

12時45分から、黙食する時間になった。

事務局  
(保健給食課長)

それまでは話しながら食べるが、45分からは黙食の時間帯になる。

教育長

最後は食べることに集中する、という意味なのだろう。

宮郷委員

私が試食したクラスでは、配膳し終わってもまだご飯が残っており、最後はおにぎりにして食べていた。

石原委員

私が試食した4年生のクラスでは、配膳の途中で「足りないから戻してください」と伝え、戻した後、配膳し直していた。

栗原委員

配膳を始めてから食べ始めるまで、配膳員だけでなく、全員がマスクをしているが、全校そうなのか。

教育長

市からはそういった指導はしていない。学校ごとの判断ではないかと思う。

石原委員

マスク着用について児童に聞いたが、決まりだから、という返答だった。

教育長

配膳する児童がマスクをするのは分かるが、全員がマスクを着用する必要はないと思う。

宮郷委員

高校生の子どもがいるが、その子が小学生だった頃は、箸、ふきん、マスクを毎日持って行き、マスクをして配膳が終わるのを待っていた。どのように配

膳するのを見たかった。

教育長

次回、試食する際には、配膳する段階から見学したい。

教育長

予定していた審議事項は以上だが、ここで非公開を要する案件があるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開とすることに、異議はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、当該案件は非公開とする。

(非公開案件)

教育長

その他、事務局から何かあればお願いする。

事務局

(学校教育課長)

— 連合音楽会について資料を基に説明 —

事務局

(図書館長)

— 図書館リニューアル開館一周年記念講演会について資料を基に説明 —

教育長

他になれば、次回の日程について、事務局からお願いする。

事務局

(教育総務課課長補佐)

今回は、7月7日(月)15時から、場所は福井市役所別館5階大講堂にて開催するので、ご出席いただきたい。

教育長

以上をもって会議を終了する。

令和7年7月4日

署名委員 宮郷 美千代

署名委員 石原 靖紀

議事録作成職員 寺島 圭晋